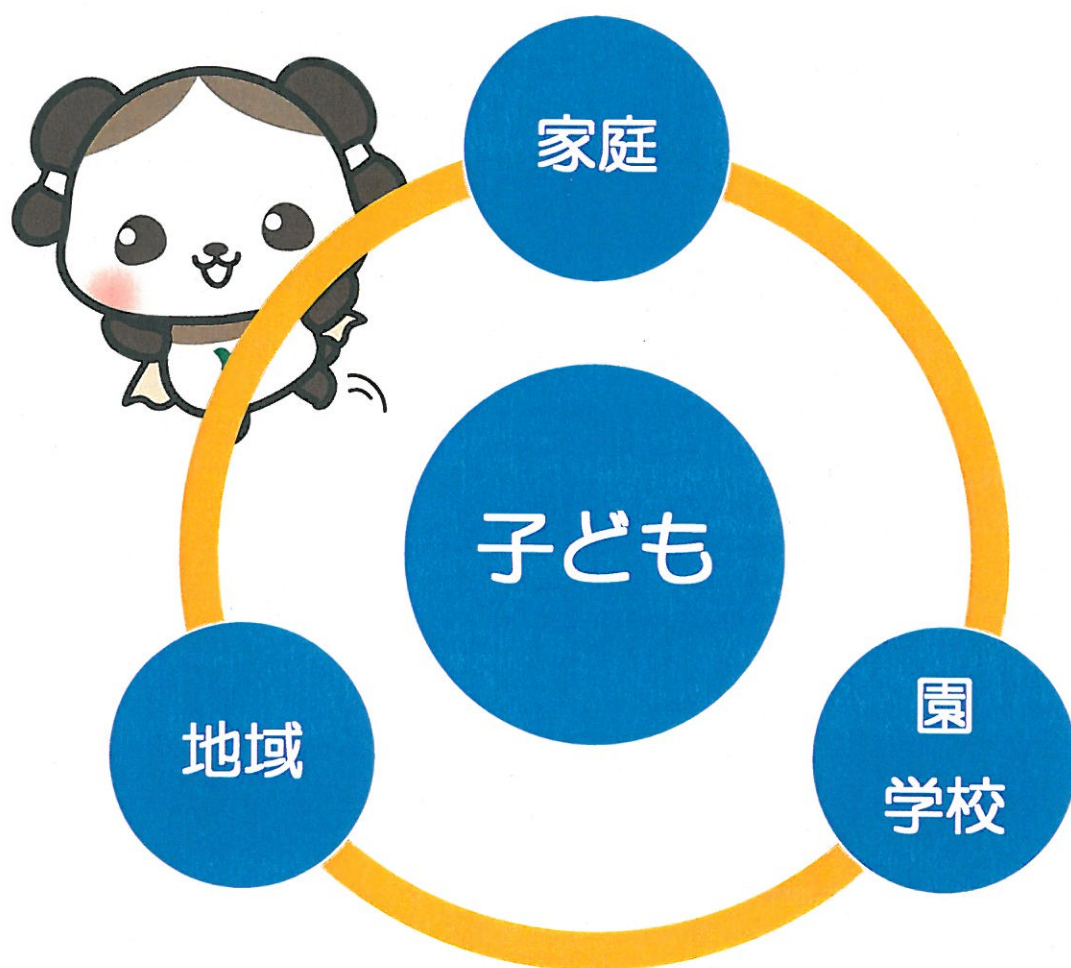


町ぐるみで いじめ防止・根絶



富加町では、「いじめ防止対策推進法」をうけ、平成29年7月に「富加町いじめ防止等基本方針」を策定しました。

この基本方針に基づき、園・学校においては、子どもたち一人一人を大切にする教育の推進による『未然防止』、きめ細かな見守りによる『早期発見』、全校体制での『早期対応』の取組を推進しているところですが、子どもたちをいじめの加害者にも被害者にも傍観者にもさせないためには、学校だけでなく、家庭や地域など、社会全体で子どもたちを見守る体制づくりが必要です。

いじめ問題への取組は、子どもたち一人一人の人権を守り、豊かな学びや育ちを保障するだけでなく、町民一人一人の人権が尊重された豊かな地域社会づくりに寄与するものです。家庭・学校・地域が一体となり、町ぐるみでいじめ防止・根絶に取り組んでいきましょう。

いじめの定義

「いじめ防止対策推進法第2条」

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。

つながる ～園・学校・家庭・地域・関係機関の連携～

親子の絆・家庭のつながり

家庭では、毎日少しでも、子どもの事だけを考え、見つめ、話をする時間をもちましょう。毎日見ていれば、ほんの少しの揺れや変化も見えてきます。自分の事だけを見つめてくれる、考えてくれる人の気持ちや行動は、子どもに安心感を与えます。

地域のつながり

地域には、自治会を始め、社会体育や文化振興、青少年育成や公民館等、子どもに関わる団体が多くあります。各種行事の進行だけでなく、子どもの成長や変化を話題にし、必要なことは保護者や園・学校と情報を共有して、連携を深めていきましょう。

全ての大人がいじめ防止・根絶の主体者意識をもってつながることが大切

園・学校とのつながり

家庭や地域では、学校と日ごろから連絡をとり、園・学校行事に積極的に参加するなどして、何でも話せる信頼関係をつくりましょう。

園・学校・家庭・地域が連携した子どもの見守り体制を、日頃からつくっておくことが重要です。

関係機関等とのつながり

いじめの問題や子どもへの対応等について、関係機関を通して様々な専門家に相談することができます。

そんな機関の存在を知っておくこと、そして、問題が起きた時には早期に相談することが大切です。

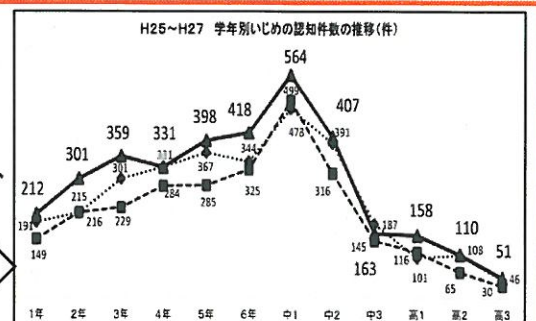
見守る、かかわる ～早期発見・早期対応～

- 家庭や地域でかかわる全ての大人が、「背景にいじめがあるのではないか」という危機意識をもち、小さなサインを見逃さず、いじめを認知した場合には、一刻も早く安心・安全な生活が送れるよう、園・学校や関係機関と連携し、適切な支援をすることが必要です。
- 対応の際、いじめられている子どもに対する「あなたにも悪いところがある」「いじめに負けるな」「あなたが強くなればいい」などの発言は、不信感を与え、かえって子どもを追いつめる場合があります。子どもの気持ちをしっかりと受け止め、「いじめは絶対に許さない」「あなたを絶対に守る」ことを伝えるとともに、早期に園・学校・関係機関に相談しましょう。

支える ～子ども理解に基づく支援～

小学校から中学校への移行期には、学習や部活動、人間関係等の様々な環境の変化や、思春期の芽生えによる心と体の発達を背景に、いじめ等の問題行動や不登校が急増します。総合的に子どもを理解し、子どもの心身の成長の過程に即した支援が必要です。

平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(岐阜県)より
H25 ◆ H26 - - - ■ - - - H27 ▲



いじめに関する相談窓口

- 子どもの人権110番(岐阜地方法務局)
- 24時間子供SOSダイヤル
- 青少年SOSセンター
- 岐阜県総合教育センターいじめ相談24
- ※富加町教育委員会事務局

0120-007-110

0120-0-78310

0120-247-505

0120-740-070

0574-54-2177(教育委員会直通)

